平成２２年（フ）第２１４１号
横浜市緑区竹山２丁目８番地７　サニーテラス302号
債務者　平田　敏江（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１６１号
横浜市港北区綱島東４丁目８番10―210号
債務者　北原　良子（旧姓安）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第２６５３０号
東京都目黒区大橋１丁目７番４号　第一久保ビル40Ｃ号室
破産者　株式会社インターニ
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２６５３２号
奈良県大和高田市昭和町２―２―705
破産者　本田　和彦
1　決定年月日　平成22年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３７号
札幌市中央区北１条東７丁目80番14
破産者　株式会社翔工社
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２８１号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字山崎887番地の５
破産者　株式会社石川組
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８９号
名古屋市北区金田町４丁目１番地
破産者　株式会社ヤスダインポート
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６８６号
京都府向日市寺戸町永田22番地の１　コーポ永田203
破産者　株式会社コスモプランニング
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
大阪市大正区三軒家東４丁目15番10号
破産者　建翔開発株式会社
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０号
石川県石川郡野々市町押野５丁目118番地
破産者　株式会社キマル
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
静岡県浜松市中区花川町1269番地の３
破産者　有限会社沢中工業所
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
愛媛県伊予郡松前町大字徳丸35番地１
破産者　セフティハウス販売株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１７１１号
広島県東広島市豊栄町能良1574番地
破産者　小川　晶子
1　決定年月日　平成22年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６３０号
北海道旭川市東旭川町東桜岡233番地の１
破産者　佐々木康行
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
秋田市南通宮田14番８号　イーストハイム宮田157号
破産者　川尻美保子
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３２４号
横浜市金沢区釜利谷西３丁目25番８号、開始決定時の住所横浜市港南区笹下５丁目２番37号　Ａ―107
破産者　鈴木　厚司
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８号
石川県かほく市白尾カ19番地３
破産者　赤井　昌樹
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第８７１号
北海道北広島市西の里東２丁目17番地１
破産者　吉岡　勝雄
1　破産債権の届出期間　平成22年９月17日まで
2　一般調査期日　平成22年10月20日午後２時
平成22年８月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８１７９号
大阪府八尾市新家町８丁目20番地
破産者　有限会社ヤマト鋲螺
1　破産債権の届出期間　平成22年９月22日まで
2　一般調査期日　平成22年10月28日午後３時30分
平成22年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部